

# 第3回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会

## 次 第

日 時：令和6年2月20日（火）  
午前10時～  
場 所：修徳ビル 中会議室

1 開 会

2 議 事

（1）入札契約制度改革の方向性について

3 閉 会

### [ 配布資料一覧 ]

- 資料1 入札契約制度改革の方向性について
- 資料2 今後の進め方について
- 資料3 第2回委員会（12月20日開催）議事概要

# 入札契約制度改革の方向性について

## 【目次】

### 第1. 公表時期について

- 検討1. 事後公表について . . . . . P 4
- 検討2. 事後公表化に伴う情報漏洩対策について . . . . . P 5
- 検討3. 低入札価格調査について . . . . . P 12

### 第2. 総合評価落札方式について

- 検討4. 総合評価落札方式の実施範囲について . . . . . P 18
- 検討5. 技術提案評価型について . . . . . P 19
- 検討6. 企業・技術者評価型について . . . . . P 23
- 検討7. 企業チャレンジ評価型・課題チャレンジ評価型について . . . . . P 24
- 検討4～7のまとめ . . . . . P 26

# 第1. 公表時期について

## 第2回入札契約制度検討委員会 概要

### ○委員会での意見まとめ

- 予定価格については事前公表を継続する方が良い。
- 予定価格を開札前に再積算することには合理性がある。
- 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、事後公表へ移行する方が良い。
- 事後公表への移行については、一度に事後公表に移行するのではなく、ランクに配慮し、下位の等級については段階的に進める方が良い。
- 事後公表への移行に際しては、情報漏洩対策が重要。
- 低入札価格調査については、辞退を認める方が良い。
- 低入札価格調査の項目を整理する方が良い。

# 検討1. 事後公表について

## 1. 事後公表について

- ・ 予定価格については事前公表を継続
- ・ **最低制限価格及び低入札価格調査基準価格**について、業者の積算能力や業務負担を考慮し、格付け等級に配慮しながら、**段階的に事後公表へ移行**

(土木一式の例)

格付け	入札方式	ダンピング対策
A 1 A B	総合評価落札方式	低入札価格調査制度
B C D	価格競争	最低制限価格制度

3千万円

業種により異なる

速やかに  
事後公表へ移行

段階的に  
事後公表へ移行

他業種もこれに準拠

# 検討2. 事後公表化に伴う情報漏洩対策について

## 1. 職員が秘密情報に接触しない工夫

- (1) 価格・・・入札締め切り後に予定価格を最新単価で再積算  
→発注者が「予定価格等」を事前に把握することは困難
- (2) 評価内容・・・技術提案書の業者名を自動マスキング処理  
→発注者が「技術提案書の作成者」を事前に把握することは困難
- (3) 評価値・・・入札参加者が電子入札システムで企業技術者評価点を入力  
(総合評価落札方式は、入札価格と企業技術者評価点(+技術提案評価点)で、落札候補者を決定)  
→発注者が「評価値」を事前に把握することは困難

## 2. 職員と業者が接触する機会を物理的に制限する工夫

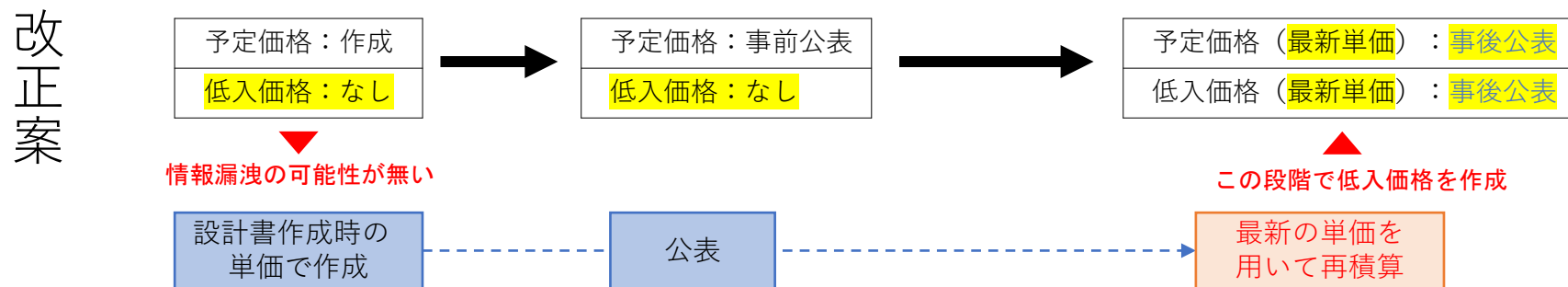
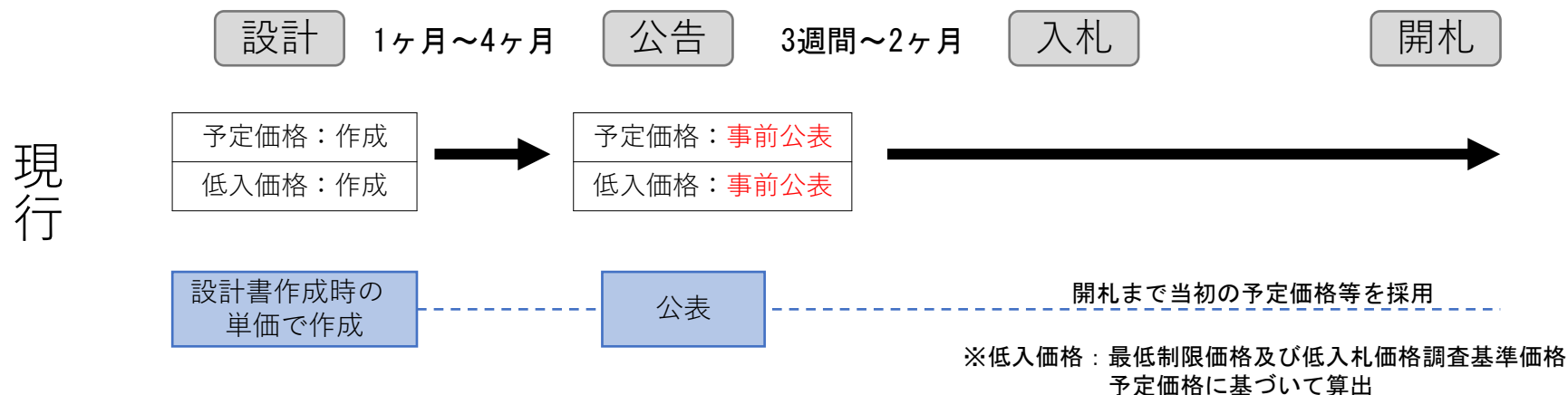
- (1) 業者と職員の面会場所の限定
- (2) カメラの設置、電話機の録音機能の搭載等

## 3. その他の工夫

- (1) 職員向け啓発マニュアル(仮称：建設工事等に係るコンプライアンス・マニュアル)の制定、研修の実施等
- (2) 不当な働きかけへの対策
  - ・職員個人の判断ではなく、組織的に対応するためのルールの明確化(仮称：不当な働きかけへの対応要綱の制定)
  - ・入札参加停止措置の基準、警察又は公正取引委員会への通報に係る手順の明確化

# 検討2. 事後公表化に伴う情報漏洩対策について

## 1 (1) 入札締め切り後に予定価格を最新単価で再積算



(予定価格を再積算する目的)

最新の単価を使用することで、単価採用時期のズレを無くし、より実勢に合った適切な予定価格を作成すること

# 検討2. 事後公表化に伴う情報漏洩対策について

再掲

## 1 (2) 技術提案書の業者名を自動マスキング処理

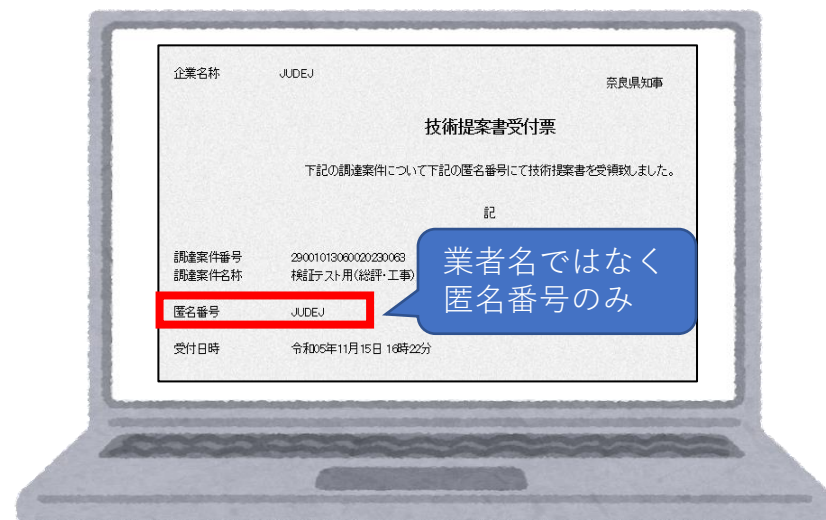
### <従前>

- ・ 郵送
- ・ 技術提案書にも業者名が記載されている。  
(職員によりマスキング)



### <現在>

- ・ 電子入札システムにより提出
- ・ 業者名は匿名番号に自動変換※



※入札案件及び入札参加者毎に自動的にランダムで附番発注者は開札まで技術提案書提出者の特定ができない

技術提案書の審査において恣意性を排除するため、技術提案書提出者名を伏せる必要がある。  
(現行) 建設業・契約管理課の職員が技術提案書(紙ベース)の提出者名をマスキング処理  
(令和6年1月から) 電子入札システム上で匿名番号で提出



# 検討2. 事後公表化に伴う情報漏洩対策について

## 1 (3) 入札参加者が電子入札システムで企業技術者評価点を入力

再掲

$$\text{評価値}^{\ast} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

※評価値：技術評価点が高い又は入札価格が低い場合に高くなり、評価値が最も高い者が落札

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点} + \text{加算点} \\ &= 100 + (\text{技術提案に関する項目} + \text{企業の施工実績等})\end{aligned}$$

(従前)

- ・企業の施工実績等の加算点は、技術提案書と同時に自己申告値として紙で提出され、技術管理課が集計（自己申告値の内容は開札後に証明書類で確認）

(現在)

- ・自己申告値について、「入札書提出と同時」に入札参加者が自ら電子入札システムに入力
- ・技術提案に関する項目は、匿名で提出された技術提案書を元に算出（前頁参照）

➡ 入札参加者の技術評価点の合計は開札まで把握不能

## 検討2. 事後公表化に伴う情報漏洩対策について

### 2 (1) 業者と職員の面会場所の限定

- ・カウンター等の活用を徹底し、業者の執務スペースへの立入制限を強化
  - 挨拶や書類の受け渡し等の際の対応窓口を限定（所属毎）
- ・業者との打合せ場所の限定

### 2 (2) カメラの設置、電話機の録音機能の搭載等

- ・来訪者の受付及びカメラの設置
- ・打合せスペースへのカメラの設置
- ・外線電話への録音機能付与

## 検討2. 事後公表化に伴う情報漏洩対策について

### 3 (1) 職員向け啓発マニュアルの制定、研修の実施等

「(仮称)建設工事等に係るコンプライアンス・マニュアル」の制定

#### 目的

- ・ 秘密としなければならない情報に関する知識の修得
- ・ 官製談合防止法その他の法令に関する知識の修得
- ・ 不当な働きかけがあった場合の対応方法や処理の手順の修得

(研修の実施)



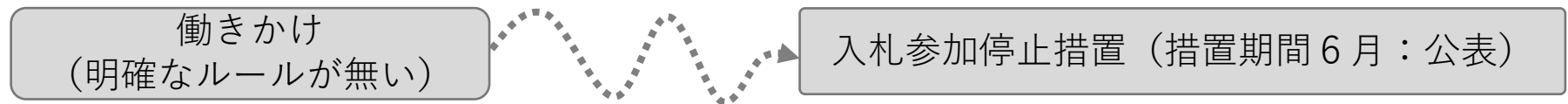
定期的に研修を実施

→入札契約事務に携わる全職員が、法令を遵守し適切な行動ができる。

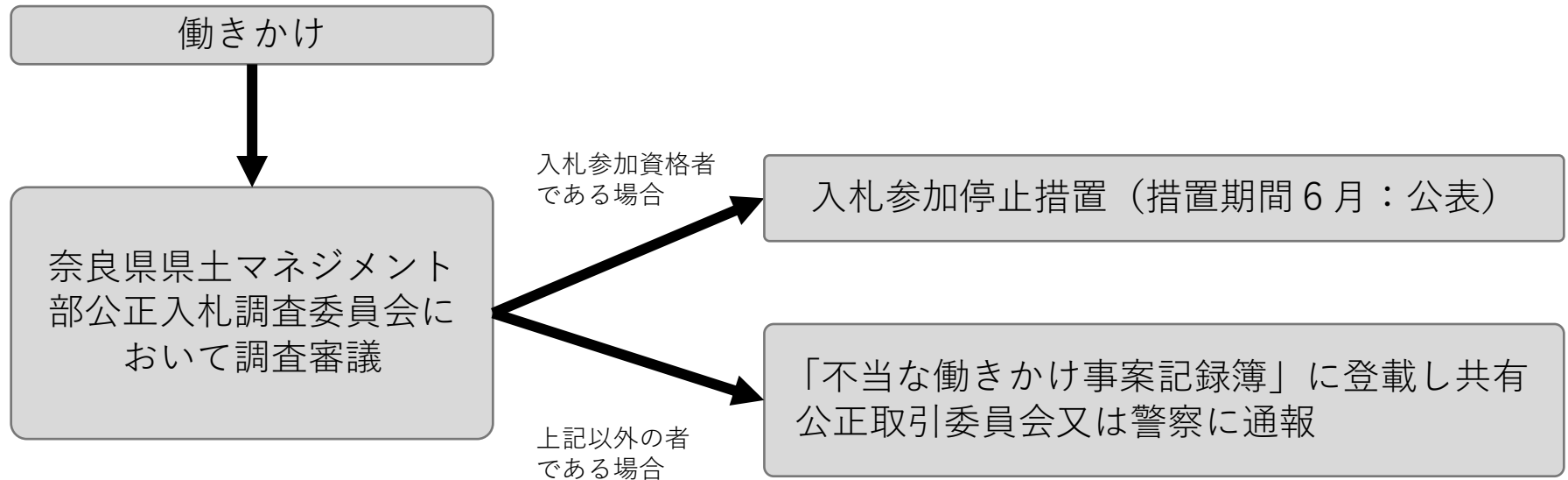
# 検討2. 事後公表化に伴う情報漏洩対策について

## 3 (2) 不当な働きかけへの対策

(現行) 不当な働きかけに対する明確なルールが無い



(改正案) 「(仮称) 不当な働きかけ対応要綱」を制定し、ルールを明確化



# 検討3. 低入札価格調査について

(予想される課題)

低入札価格調査基準価格を事後公表とした場合に、低入札価格調査基準価格を下回る入札が多発するおそれがある。

## 1. 低入札価格調査にかかる受発注者の負担を軽減

区分	現行	変更後
低入札価格調査に協力しない場合の措置	入札参加停止3月	調査の辞退を認め 入札参加停止は行わない
調査に必要な書類	多い(33様式)	厳選(15様式程度)
特別重点調査	全て	一部(過度な低入札の場合のみ)

## 2. 調査基準価格を下回る価格で契約した場合の品質確保対策を強化

は制度改正により強化するところ

監督・検査の強化	要領に基づく点検の徹底、随時検査の実施
	施工中のカメラ監視、ビデオ記録等の実施
技術者の増員	配置技術者と同等の要件を満たす技術者を追加配置
下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認	下請代金の支払いや支払い期間等について、元請・下請双方に調査のうえ確認
契約保証額の引き上げ	契約保証金の額を契約額の3割以上(通常1割以上) 前払金の請求上限を契約額の2割以下(通常4割以下)
工事請負契約に係る入札参加停止措置の強化	入札参加停止措置期間の加算(粗雑工事を行った場合)

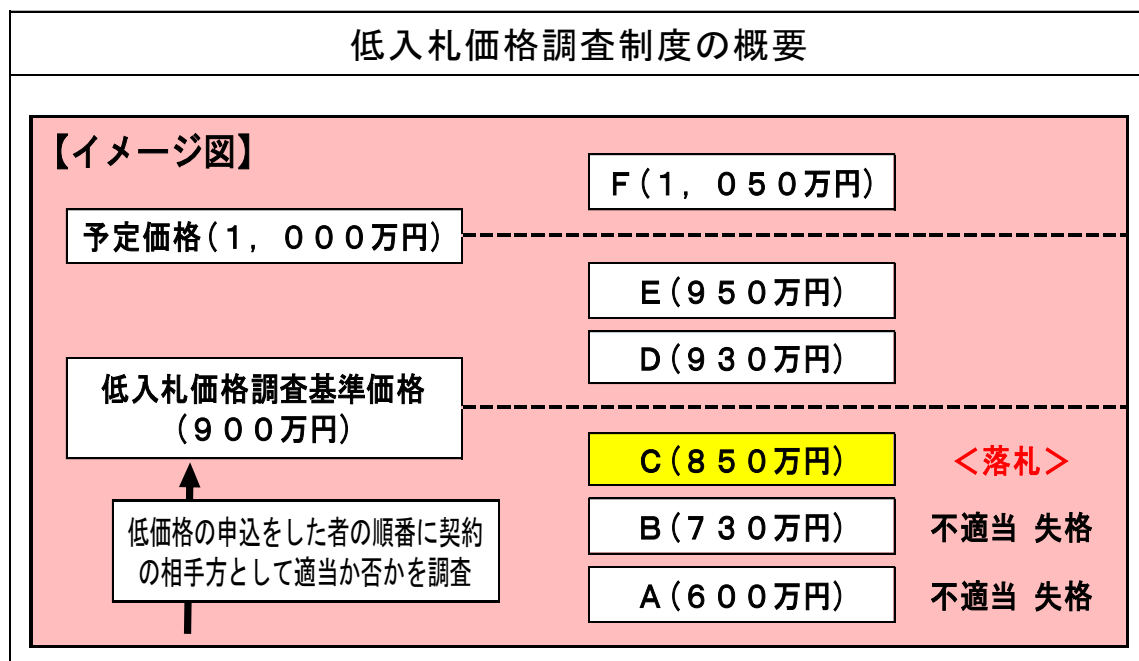
# 検討3. 低入札価格調査について

再掲

## 低入札価格調査制度について

### (1) 低入札価格調査制度とは

調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度（地方自治法施行令第167条の10①）



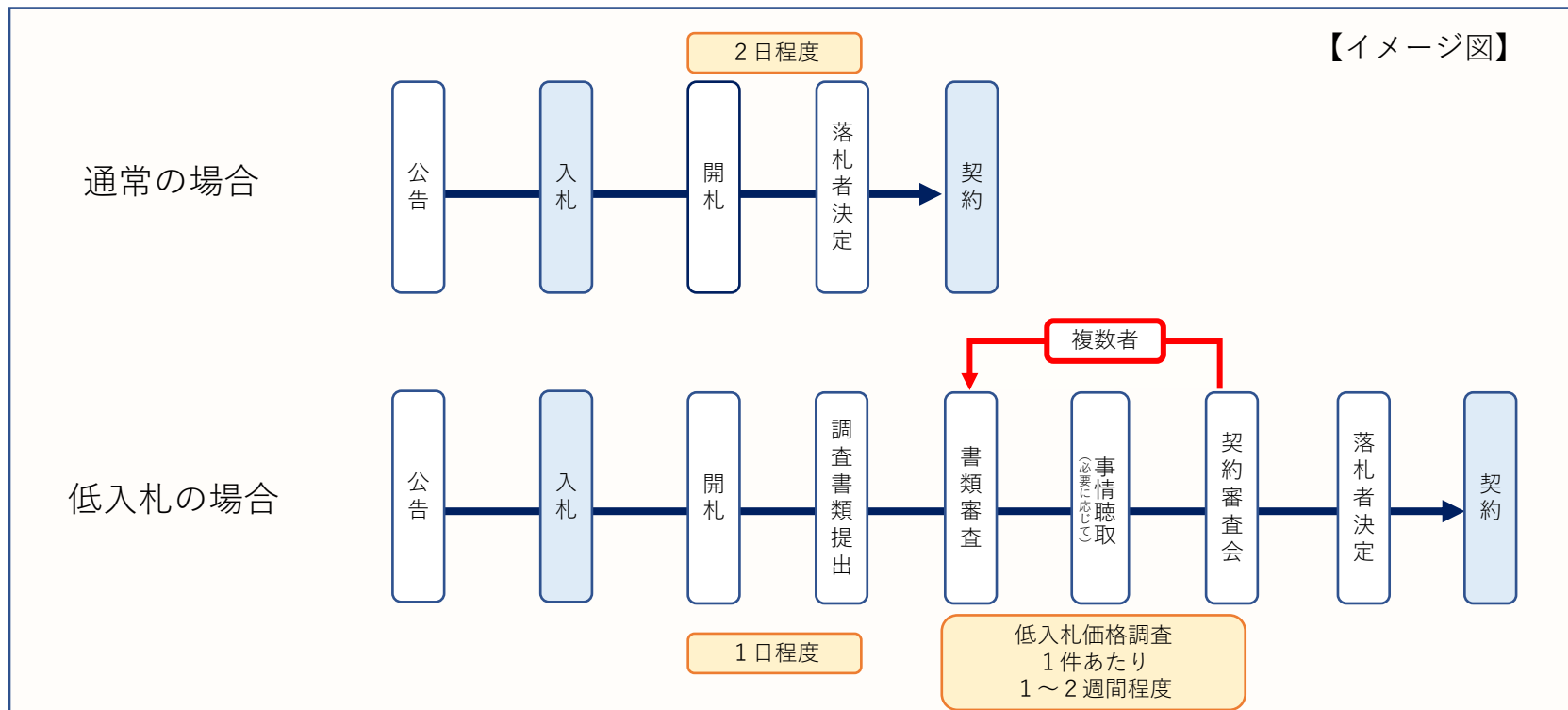
### (2) 予想される課題

- 低入札価格調査基準価格を事後公表とした場合に、低入札価格調査基準価格を下回る入札が発生するおそれがある。

# 検討3. 低入札価格調査について

## 低入札価格調査の手続き

再掲



- 通常の入札事務手続きと比べて1～2週間程度日数がかかる。  
(複数者が低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合は、その分審査回数が増え、期間も伸びる)
- 受発注者ともに書類作成、書類審査にかかる負担が大きい
- 調査基準価格未滿の入札が生じた時に、必ず低入札価格調査を実施  
(書類提出がない場合、入札参加停止措置要領 別表第2-7-(6)より入札参加停止措置 (3カ月) の処分)

- 入札額が低入札調査基準価格を下回った場合でも「辞退する旨の申し出」があれば辞退可能 (入札参加停止措置要領の対象としない) とし、受発注者の負担の軽減を図ることを検討

# 検討3. 低入札価格調査について

再掲

## 低入札調査基準価格を下回る受注があった場合における工事の品質確保措置

国土交通省では、工事の品質を確保するため、低入札調査基準価格を下回る受注があった場合、工事中の監督の強化を実施している

国土交通省

### 低入札調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

○調査基準価格を下回る受注に伴って、手抜き工事、下請しわ寄せ、契約不履行につながらないよう、**工事品質・下請代金・契約履行（3C）徹底のため5つの措置**を推進（**ダンピング受注3C徹底のための『かきくけこ』の推進**）

<b>手抜き防止</b> <small>（品質確保の徹底）</small> <b>Construction Quality</b> <small>～工事品質～</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>監督・検査の強化</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>技術者の増員</b> </div>	<p>(か) ○施工体制や監理技術者の専任制の把握確認について要領に基づく点検の徹底に加え、施工状況を踏まえて随時点検を実施</p> <p>(き) ○モニターカメラ等の設置による施工状況の把握、不可視部分の出来形管理のためのビデオ撮影の義務づけ、施工計画書の内容のヒアリングの実施など、発注者の監督・検査等を強化</p> <p>(き) ○監理技術者に加え、受注者は同等の要件を満たす技術者等を現場に追加配置</p>
<b>しわ寄せ排除</b> <b>Cost</b> <small>～下請代金～</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認</b> </div>	<p>(く) ○下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等元請下請双方に調査の上確認。（指導が必要と考えられる場合は、許可行政庁へ立入検査等を要請）</p>
<b>不履行への対応強化</b> <small>（発注者の備えの強化）</small> <b>Contract</b> <small>～契約の履行～</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>契約保証額の引上げ等</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>工事請負契約に係る指名停止措置の強化</b> </div>	<p>(け) ○受注者が契約の締結と同時に付する必要がある保証の額の引上げ</p> <p>○受注者が請求できる前払金の額の縮減</p> <p>(こ) ○粗雑工事を生じた場合の工事請負契約に係る指名停止措置の強化</p>

### 【奈良県での実施状況】

実施済み（重点監督要領第5条）

**未実施**

実施済み（重点監督要領第6条）

実施済み  
 （低入札価格調査制度に係る取扱要領 第12）

実施済み  
 （低入札価格調査制度に係る取扱要領 第5(6)(7)）

**未実施**

地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」（令和3年10月）より抜粋

・国土交通省が推進する品質確保措置について、未実施項目の導入を検討

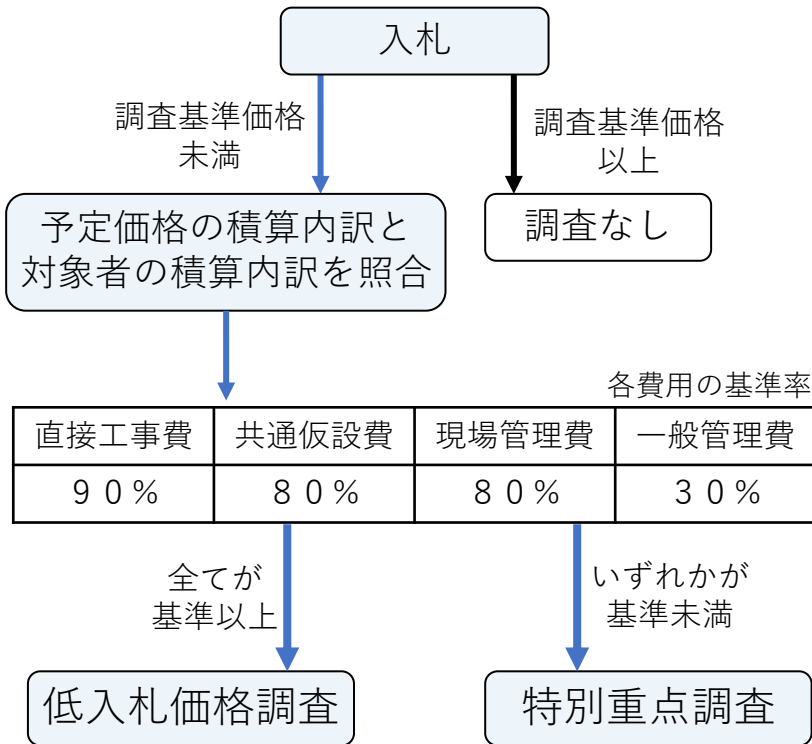


# 検討3. 低入札価格調査について

## 低入札価格調査における調査項目及び特別重点調査について

再掲

### 特別重点調査



### 低入札価格調査 (15項目15様式)

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 内訳書に対する明細書
- (4) 施工体制台帳
- (5) 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図
- (6) 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近)
- (7) 手持ち工事の状況 (対象工事関連)
- (8) 配置予定技術者名簿
- (9) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (10) 手持ち資材の状況
- (11) 資材購入先一覧
- (12) 手持ち機械数の状況
- (13) 労働者の確保計画
- (14) 工種別労働者配置計画
- (15) 建設副産物の搬出地

### 特別重点調査 (27項目27様式)

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書 (兼) コスト縮減額算定所①
- (3) 内訳書に対する明細書 (兼) コスト縮減額算定所②
- (4) 一般管理費等の内訳書
- (5) 下請け予定業者等の一覧表
- (6) 配置予定技術者名簿
- (7) 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近)
- (8) 手持ち工事の状況 (対象工事関連)
- (9) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (10) 手持ち資材の状況
- (11) 資材購入先一覧
- (12) 手持ち機械の状況
- (13) 機会リース元一覧
- (14) 労働者の確保計画
- (15) 工種別労働者配置計画
- (16) 建設副産物の搬出地
- (17) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- (18) 品質確保体制 (品質確保のための人員体制)
- (19) 品質確保体制 (品質管理計画書)
- (20) 品質確保体制 (出来形管理計画書)
- (21) 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等)
- (22) 安全衛生管理体制 (点検計画)
- (23) 安全衛生管理体制 (仮設置計画)
- (24) 安全衛生管理体制 (交通誘導員設置計画)
- (25) 誓約書
- (26) 施工体制台帳
- (27) 過去に実施した同種の公共工事名及び発注者

- ・ 通常の低入札価格調査と特別重点調査の2段階の基準を設定
- ・ 特別重点調査では調査内容、作成書類が厳格となる

近畿地方整備局発注工事 入札説明書 (別紙-3)より抜粋

## 第2. 総合評価落札方式について

### 第2回入札契約制度検討委員会 概要

#### ○委員会での意見まとめ

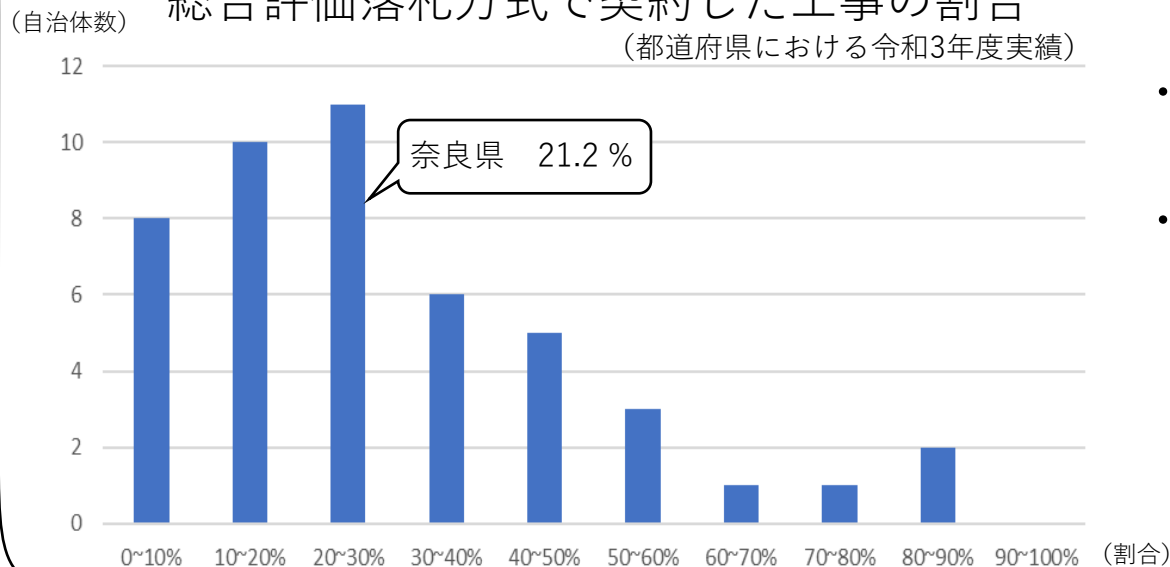
- ・ 技術提案評価型について、工事内容が相応しいものに絞って実施し、その他は企業・技術者評価型に移行することで問題ない
- ・ 実績を持たない企業の受注機会を確保するため、企業チャレンジ評価型を継続するべき
- ・ 技術提案評価型の評価項目数は工事内容にあわせて設定できるよう、自由度があった方がよい
- ・ 人材育成や労務環境改善等の取組を実施する企業を評価する項目もあればよい
- ・ 改正の取組は段階的、実験的に進めていくとよい

# 検討4. 総合評価落札方式の実施範囲について

再掲

○総合評価落札方式を実施する範囲（現行）  
→ 3千万円以上の「土木一式」工事

総合評価落札方式で契約した工事の割合



- ・ 全国平均は28.9%（中央値21.8%）
- ・ 奈良県は21.2%であり全国と同等

※令和4年度国土交通省・総務省調査から抽出



- ・ 総合評価落札方式の実施状況は全国と同等であり、現行の基準を継続する  
(例) 土木一式：3千万円以上の工事

# 検討5. 技術提案評価型について

## 「より高い品質を求める工事」「維持管理性の点で課題が大きい施設」について

再掲

- 「より高い品質を求める工事」
  - ・ 施設の品質を欠くことで社会的におよぼす影響が大きいもの
  - 広範囲の地域に甚大な被害・影響をもたらすもの
- 「維持管理性の点で課題が大きい施設」
  - ・ 予防保全型の維持管理による、将来を含めた総合的なコスト削減を見込むもの
  - 奈良県公共施設等総合管理計画（R4年3月）において、「個別施設計画を定めライフサイクルコストの低減を図る施設」と位置づけている施設の新設工事

(例) 道路：橋梁、トンネル

河川：樋門、ダム

砂防：砂防施設



橋梁  
(宇井大橋)



トンネル  
(栄山寺TN)



樋門  
(小金打川逆流防止樋門)



ダム  
(大門ダム)



砂防施設  
(文珠川)

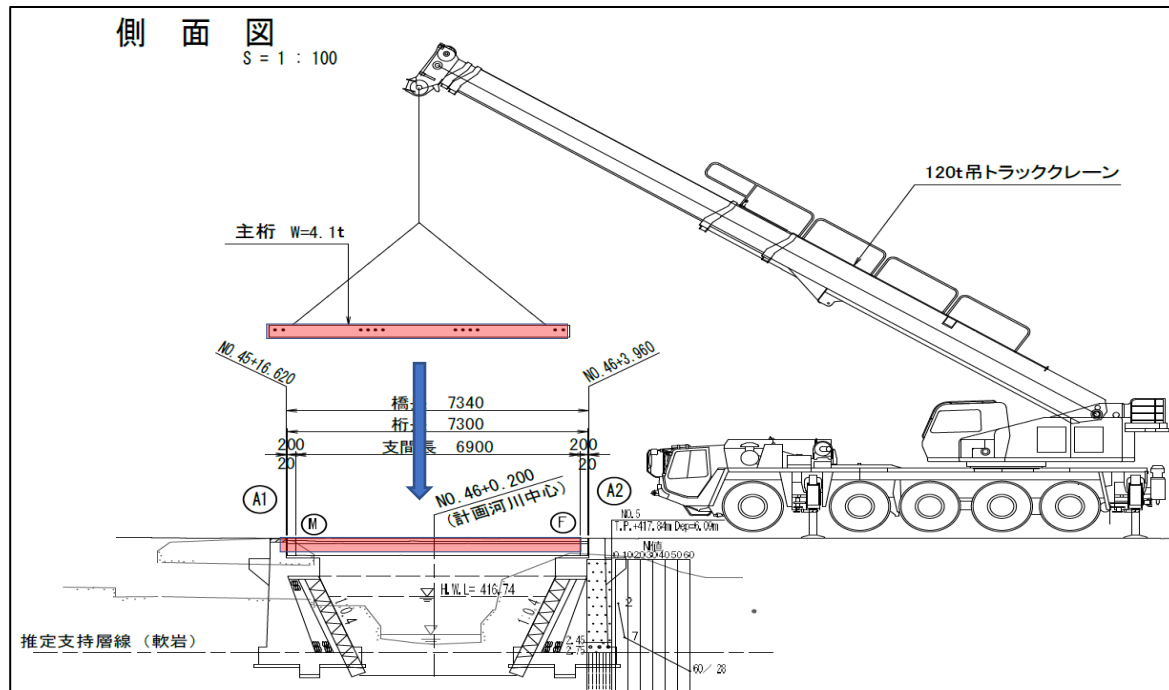


- ・ 「より高い品質を求める工事」「維持完成性の点で課題が大きい施設」  
→ 橋梁、トンネル、樋門、ダム、砂防施設等の新築工事

# 検討5. 技術提案評価型について

## 「より高い品質を求める工事」「維持管理性の点で課題が大きい施設」の工事規模について

技術的な工夫の余地が少ない工事の例



・ 橋梁上部工 N=1橋 (プレテンション方式単純床版橋)

→ 工場で製作した桁を現地で架設 (現場における品質管理の工夫の余地少)

・ 「より高い品質を求める工事」及び「維持管理性の点で課題が大きい施設」については、  
については、一定規模以上の工事とする

# 検討5. 技術提案評価型について

## 「施工上の工夫が必要となる工事」について

再掲

### ○「施工上の工夫が必要となる工事」

- ・ 施工時に特段の配慮が必要となることが想定される工事

(例) →長大法面の切土、大規模造成、施工環境（安全・騒音・粉塵） 等



ロッククラッキング工法  
による切土



長距離の交通規制



市街地施工で要騒音対策



### ・「施工上の工夫が必要となる工事」

→長大法面工事や大規模造成工事、施工環境への配慮を要する工事 等

# 検討5. 技術提案評価型について

## 「技術提案評価型」とする工事の割合について

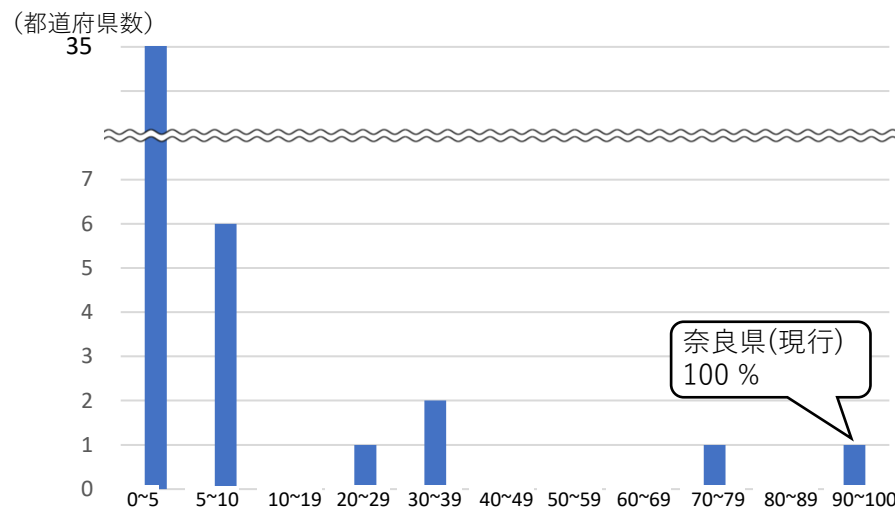
○「技術提案評価型」による発注想定数

H30～R4年度における件数	
総合評価落札方式	1,089
・より高い品質を求める工事 ・維持管理性の点で課題が大きい施設 (橋梁、トンネル、樋門、ダム、砂防施設等の新築工事)	28
・施工上の工夫が必要となる工事 (長大法面工事や大規模造成工事、施工環境への配慮を要する工事等)	68
技術提案評価型 合計	96

- ・総合評価落札方式全体のうち、約1割の工事を「技術提案評価型」による発注と想定

再掲

「技術提案評価型」による実施状況（令和3年度実績）



- ・全国平均は7.3%（中央値0.6%）  
（最大:100%(奈良県)、最小:0%(12件)）
- ・35自治体は5.0%未満、6自治体は5~10%未満

※令和4年度国土交通省・総務省調査から抽出

- ・「技術提案評価型」による発注見込みは約1割、全国的にはやや多め
- ・企業に求める技術提案項目数は、工事内容をふまえて工事毎に決定

# 検討6. 企業・技術者評価型について

## 企業・技術者評価型の評価項目について

再掲

### 評価項目の一覧（現状）

評価項目		内容
実績を評価する項目	企業の工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点
	企業の表彰実績	過去5年間の優良工事表彰実績
	技術者の同種工事成績	過去15年間の同種工事の施工実績
企業の体制を評価する項目	ISO認証取得	ISO9000シリーズ、14000シリーズの認証取得
	災害協定の締結	近畿地方整備局又は奈良県と災害協定を締結
地域精通性を評価する項目	本店の所在地	本店の所在地



- ・ 現行の評価項目を継続し、引き続き「良い仕事」をする企業の受注機会を確保する
- ・ 評価に用いる工事成績評定点の透明性、客観性、公平性を確保するため、全ての工事成績評定点をHPで公表する

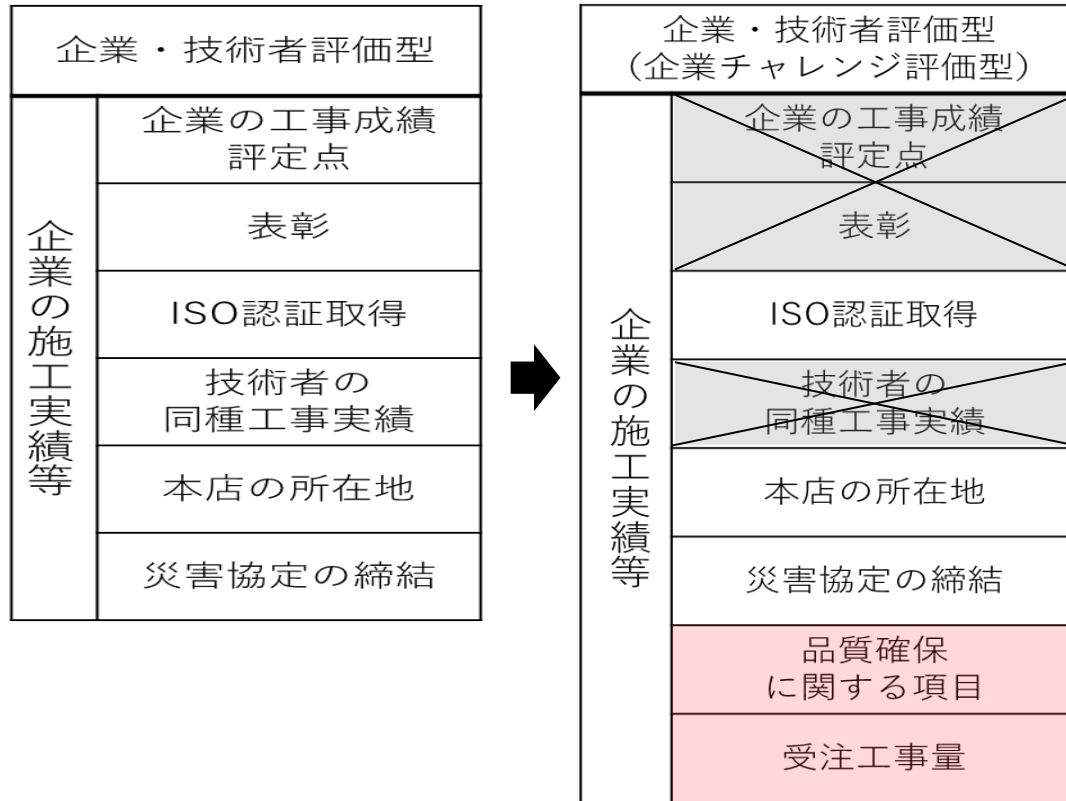


# 検討7. 企業チャレンジ評価型・課題チャレンジ評価型について

## 企業チャレンジ評価型の活用について

### ○企業チャレンジ評価型

→新規参入企業の受注機会の拡大を目的に、工事成績評定点等の県工事实績を持たない企業も、実績を持つ企業と同条件で競争できるようにした型式



- ・ 技術提案は求めない
- ・ 実績を評価する項目  
「工事成績評定点」「表彰」  
「技術者の同種工事实績」を対象外
- ・ 実績の評価に替わり、  
「品質を確保する項目」を加える  
(例) 「有資格者の配置」  
「国・市町村の施工実績」
- ・ 工事の手持ち状況に応じた評価点  
「受注工事量」を加える事で  
受注機会を確保

- ・ 工事成績評定点や工事实績を求めない評価項目とすることで、実績の乏しい企業の受注機会を確保する

# 検討7. 企業チャレンジ評価型・課題チャレンジ評価型について

## 課題チャレンジ評価型の活用について

再掲

### ○若手・女性チャレンジ評価型

→担い手の中長期的な育成・確保を目的に、「40歳以下の若手技術者」もしくは「女性技術者」の配置を評価する

### ○デジタル技術評価型

→生産性向上を目的に、「デジタル技術（自動追尾型トータルステーション等）」の活用を評価する

### ○地域防災力強化型

→崩土等の災害が頻発している中、地域の核となって迅速に活動できる企業の確保を目的に、「建設機械の保有台数」等を評価する

### ○施工者希望I型

→生産性の向上を目的に、「ICT技術」の活用を評価し、「i-Construction」の促進を図る

### 「企業・技術者評価型」

企業の施工実績等	企業の工事成績 評定点
	表彰
	ISO認証取得
	技術者の 同種工事実績
	本店の所在地
	災害協定の締結

### → 「課題チャレンジ評価型」

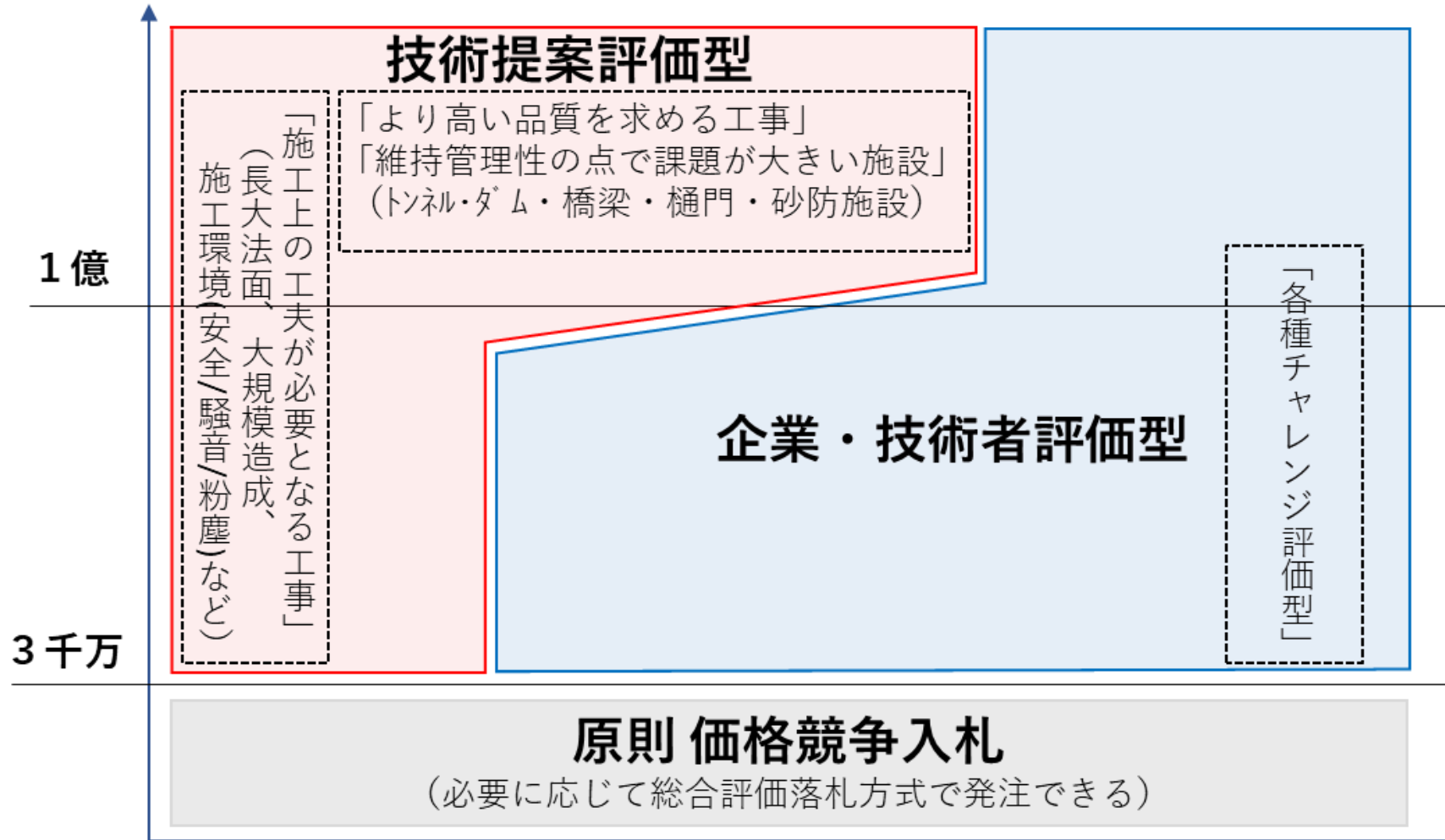
企業の施工実績等	企業の工事成績 評定点
	表彰
	ISO認証取得
	若手・女性の配置 デジタル技術活用 建設機械の保有 ICTの活用 等
	本店の所在地
	災害協定の締結



・建設業の課題解決に向けた取組として実施する

# 検討4～7のまとめ

## 「総合評価落札方式」の発注方針について



※土木一式の例

# 今後の進め方について

# 今後の進め方

- 当委員会でいただいたご意見を踏まえて案を作成し、「奈良県建設工事等入札・契約制度委員会」において制度内容を決定し、運用開始する。  
※

※建設工事等に関する競争入札及び契約制度について、改善すべき事項を検討し一層の適正な運用を確保するため、県に設置している委員会（会長：副知事）

- 改正の影響等についてフォローアップしながら、必要に応じて見直しを検討する。
- その他の諸課題についても、適宜、当委員会においてご意見をいただきながら、継続的に入札契約制度の見直しを検討する。

（課題の例）

- 公表時期  
→事後公表の段階的な導入
- 企業の人材育成や労務環境改善等の取組を実施する企業を評価する仕組み  
→奈良県きらぼし建設企業認定制度の総合評価落札方式の評価項目への導入検討等

# 【参考】奈良県さらばし建設企業認定基準について



## 奈良県さらばし建設企業

### 応援制度

企業イメージのアップ

新規雇用者の拡大

社員のモチベーション向上

これからの建設業に求められる働き方改革や社会貢献などに積極的に取り組む企業を「奈良県さらばし建設企業」として位置付けることにより、県内の優良企業を応援します。



URL:<https://www.pref.nara.jp/61648.htm>

奈良県 さらばし建設企業 検索

## さらばし建設企業 認定の観点

建設企業が持続的に発展するために、建設業を営む方に取り組んでいただきたい4つの分野  
(1)働き方改革 (2)社会貢献 (3)品質確保 (4)災害対応  
において、いずれか**5項目以上**の取組をしていれば「奈良県さらばし建設企業」として認定

### (1) 働き方改革 …従業員への士気向上、新規雇用を促進!

- ①奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録
- ②女性活躍に係る取組  
〔なら女性活躍推進倶楽部の登録、えるぼし・プラチナえるぼしの認定  
女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定〕
- ③子育て支援に係る取組  
〔トライくるみん・くるみん・プラチナくるみんの認定  
次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定〕
- ④所定外労働時間を削減する制度の導入
- ⑤建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録
- ⑥インターンシップ又は現場見学会の実施

### (2) 社会貢献 …社会的要請への取組みを見える化!

- ①障害者職場実習の受入実績
- ②障害者就労施設等への物品調達・業務委託等の発注実績
- ③保護観察の対象者又は更生緊急保護の対象者の雇用について協力する雇用主としての登録
- ④自社の従業員を対象とする人権研修の実施
- ⑤環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれか)の登録又は認証

### (3) 品質確保 …技術を磨きより良い施工!

- ①CPDS・建築士会CPDの利用
- ②土木施工管理技士等の新規資格取得
- ③ISO9001の登録

### (4) 災害対応 …地域の守り手として活躍!

- ①災害等緊急時に即時に対応できる建設機械の保有又はリース
- ②緊急維持(小規模維持修繕)業務・雪害対策業務の契約締結

※重複認定できない項目も含まれます。  
※実際の項目や添付書類等、申請にあたっては「申請の手引き」をご確認ください。

## さらばし建設企業 認定の流れ

対象となる企業

次の①及び②の両方を満たす方

- ①建設業許可を有し建設業を営む方(法人・個人を問いません)
- ②奈良県内に本店があること



申請の手引きに記載の対象項目のうち、**いずれか5項目以上**の取組をしている



取組み内容が確認できる書類等を添えて申請



内容審査の上、**認定**(県ホームページにて企業名を公表)

### 認定の効果

- ★新規雇用に繋がることが期待できます
- ★社員のモチベーションが向上します
- ★企業のイメージアップに繋がります
- ★企業広告や名刺等でPRできます
- ★県のホームページで紹介されます

(令和6年2月1日時点 84者が認定)

## 第2回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会議事概要

## 1 日時

令和5年12月22日（金）午前10時から午後12時15分まで

## 2 場所

修徳ビル 中会議室

## 3 出席者

（委員）

仁木委員長、今治委員、植田委員、宇野委員、熊谷委員

（県）

清水県土マネジメント部長、尾崎次長、池田次長、新谷建設業・契約管理課長、松井技術管理課長 等

## 4 議事

## （1）業界団体からの意見聴取

奈良県建設業協会、奈良県部落解放企業連合同和建設部会、奈良電業協会、奈良県空調衛生工業協会より意見聴取を行った。

## （2）入札契約制度にかかる検討状況について

事務局から資料1及び2について説明し、意見交換を行った。

## 5 主な発言

## （1）業界団体からの意見聴取

## ①（一社）奈良県建設業協会

- ・会員業者は規模・立地・得意分野など様々な立場に分かれており、団体の意見をまとめることは困難である。一律に決めるのではなく、工事発注の度に検討をいただくなど、柔軟性があつた方が良い。
- ・公表時期を事後公表にする場合は、徹底した情報管理が必要。
- ・下位ランク（C及びD）に格付けされている業者において積算を行うことは、積算能力や人員不足といった点で課題があり、混乱することが予想されるので、少なくとも下位ランク事業者を対象にした発注については当面事前公表を維持していただくことを強く望む。
- ・公表時期の見直しも総合評価落札方式も、いずれも全体を一度に変えてしまうと混乱を招きかねないため、試行を行った上で、早い時期に業界団体と共に振り返りをしていただきたい。

- ・総合評価落札方式についてもそれぞれのランクに応じて試行を行い、振り返りをしていただきたい。技術提案を求める場合の基準の設定の仕方・金額・工種・施工場所などを勘案しながら判断するべきではないかと思う。
- ・総合評価落札方式は、下位ランクの業者にとっては労力の面から負担になるため、金額の小さい工事に関してはより簡素な方法でやっていただければありがたい。
- ・上位ランクは技術提案評価型が当たり前になっている。金額を抑えて良い提案ができれば良いが、他者との差別化を図ろうとすると金額に跳ね返ってくる。そうすると結果的に技術提案内容がオーバースペックになり、それに比例して費用負担も増える。奈良県は他府県に比べても受注金額に対する技術提案の金額の比率が高い。提案したものは実施しなければならず、金額についても提案者の負担となるため、落札できて利益が薄くなるというもどかしい状況にある。技術提案にかかる費用の何割かを県で負担いただくなども検討いただければ、より良いものを提案することも可能かと思う。
- ・企業技術者評価型については現在舗装工事で採用されているが、受注実績のある業者が有利になるのではないかという意見が出ている。今後も活用いただければ良いが、試行しながら偏りが無いかを確認し、もしあれば見直しの機会を持っていただきたい。
- ・建築分野については土木分野とは性質が異なるものの基本的には同じであるが、長いスパンで見たときに、高度経済成長やバブル崩壊等を経て公共工事の発注が減少した際に、民間工事に移行した建築会社は非常に多い。今は公共工事もある程度発注が増えてきているが、民間工事に移行したが故に公共工事の施工実績が無く、参加したくてもできない状況にある建築会社はいくつかある。
- ・予定価格等の事前公表については、会員にアンケートを取ったが意見はまとまらなかったが、下位ランクの業者からは現状維持を望む声が多かった。上位ランクの業者は社員数も多く積算能力もあるが、ランクが下になるに従って人員が少なくなり、積算が困難になることは間違いない。3億円の工事でも5千万円の工事でも、積算にかかる労力はほぼ変わらない。下位ランクの業者にとっては積算業務のウェイトも高くなるので、現状の予定価格と最低制限価格等の事前公表は続けていただきたい。

## ②奈良県部落解放企業連合会同建設部会

- ・担い手三法の趣旨や過当競争を防ぐ意味からも、事後公表には賛成。ただ、全ランクに適用するのではなく、上位ランクから試行していただけたらと思う。また、導入に当たってはウェブページ上に掲載するだけでなく、業者の末端まで届くように周知をいただきたい。



- ・下位ランクに関しては、積算や技術提案に関する能力の向上は厳しい状況にあると思う。最も下のランクにおいてはひとり親方や高齢の方もおられることから、事後公表はAランク以上が妥当ではないか。Bランクについても徐々に進めていってもらえたらと思う。
- ・総合評価落札方式については、公告から落札決定まで時間がかかり、その期間には配置予定技術者が拘束される。負担軽減の観点から書類作成の簡素化も含めて検討をいただければと思う。
- ・また、地域経済活性化の観点からも地元業者の活用を検討いただきたい。技術提案に関しても業者によって捉え方は違うと思う。
- ・技術提案のオーバースペックについては、業者によっては利益を削ってでも高度な技術提案をして落札したい場合もある。業者は一生懸命努力しているので、提案に係る費用を予定価格の中に入れていただけたらと思う。
- ・団体としては業者の自助努力も求めているところ。奈良県の入札制度については、地域に貢献する業者が評価され、持続的に競争できる環境が整備されることを願っている。

### ③ (一社) 奈良電業協会

- ・事後公表についてはダンピング対策や品質確保を重視していただきたい。一番の問題は低入札価格調査基準価格を下回った場合いかに早く対応するか。何社も調査するとなれば着工するのに時間がかかるという問題もある。
- ・総合評価落札方式については、導入時は戸惑いもあり苦労もしたが、業界の技術力が格段に上がったことは事実であり、技術提案能力や文書作成能力が向上し良かったと思っている。総合評価落札方式には工事の評価点数に係るウエイトがあり、これを上げるために皆良い物を作ろうとしてきた。品質向上にも繋がっていると思っている。
- ・企業技術者評価型については、今の企業点数であれば実績のある技術者を出せるところが有利になるため、落札者が偏ってくると思う。今は技術提案の内容で挽回できるが、若手チャレンジ型や女性チャレンジ型を活用いただくなど、実績の無い技術者にも仕事を与えていただける方が良い。技術提案書の提出については、郵便であれば2～3日を要していたところ、電子入札システムで提出できるようになればその分時間ができる。業者負担はあるが、それも仕事だと思っている。
- ・技術提案評価型に関しては確かにオーバースペックの話はあるが、業者自身の問題だと思う。採算が合うかどうかは業者において確認し提案していくべきだと思っているので、問題視はしていない。

### ④ (一社) 奈良県空調衛生工業協会

- ・会員に意見を聴いたところ、会社の規模にかかわらず、事前公表のままで良い

のではないかとの意見もあった。問題になってくるのはやはり情報管理。全国的にもあちらこちらで事件が起こっているし、今でも無くならないのは、今まで通りの情報管理では難しいからではないかという声も出ている。

- 事後公表に当たっては、積算基準や根拠を明確にさせていただくことにより、業者もきちんとした積算ができるのではないかと思う。建築、電気、空調は材料が多岐にわたる。積算基準が明確になっていない部分もあるため、事前にきちんと数量を公表いただくなどしていただければ、事後公表になっても入札がしやすいのではないかとの意見もあった。ただ、予定価格も最低制限価格等も一度に事後公表とするのは業者にとって負担が大きいと思う。
- 総合評価落札方式については、規模が大きな工事の場合は技術提案をする箇所が比較的たくさんあるが、小規模な工事になると提案の内容が不足するため難しいのが現状。その場合には機器等を金額の高いものに変更することになるため、結果としてオーバースペックになっていくのではないかと思う。利益を圧迫することにもなるので、逆ダンピングのようなことにもなりかねないと懸念している。
- 企業技術者評価型は、実績や技術者の数を評価するとなると、一定の業者に受注が偏ることは避けられないように思う。建設業界は若手が少なく入職者が少ないが、労働条件や福利厚生を格上げすることで新たに入職いただくことも考えられる。県の公共工事においても労働条件の格上げについて助けていただければと思う。

## (2) 入札契約制度にかかる検討状況について

### ①公表時期の見直しについて

- 事後公表への変更は、情報漏洩対策を行うことが前提だと思う。予定価格の事前公表と開札前の再積算については合理性があると思う。
- 低入札価格調査については、最初は事務的な負担が大きいように思ったが、項目等について整理される現在の方向で良いかと思う。
- 改革の趣旨に鑑みると予定価格も事後公表が望ましいかと思っていたが、違算の問題や、業界から一度に変更するのではなく試行が望ましいという意見があったことを踏まえると、今の方向性で合理性があるかと思う。低入札価格調査の辞退も必要。事後公表化する対象についてはランクに応じて考えてほしいという業界の意見もあったので、そこは考慮した方が良い。
- 予定価格は事前公表を継続し、最低制限価格等は事後公表化する方針に賛成。
- 予定価格は事前公表するものの、事務コストはかかるが最新単価で再積算することは、自動的に最低制限価格等が予想され事後公表の意味が無くなってし

まうこともないので、良いと思う。情報漏洩対策については十分検討いただいているが、引き続き検討いただきたい。

- 他の委員と同じく事後公表に関する方針に賛成。総合評価落札方式の価値を出すためにも事後公表は必要だと思う。予定価格は事前公表でも、最低制限価格等が事後公表になるのであれば問題無いと思う。
- 将来的には予定価格も事後公表化することが望ましいとは思いますが、業界団体の意見も踏まえる必要がある。全てを一度に変更すると混乱が生じる可能性があることから、ひとまず予定価格は事前公表を継続し、最低制限価格等は事後公表とする方向で良いと思う。下位ランクは積算が難しいとのことであるので、業界の実態に応じて、ABランクについて変更する方向で良いと思う。
- 情報漏洩対策について、物理的に制限するのはお金をかければできると思う。職員向けの研修も行われると思うが、実効性のある研修を実施していただきたい。ただ、業者が不当な接触をしてきた時に、接触された職員が不利にならない、また逮捕されるようなことがないように、県の中で情報がスムーズに伝達されるような仕組みを考えていただきたい。

## ②総合評価落札方式について

- 総合評価落札方式については、比較的簡易な企業技術者評価型を導入することで、一定割合が企業技術者評価型になることから、技術提案評価型を残しつつ企業技術者評価型と併用する方法が妥当と感じている。
- 企業技術者評価型が、現在実施されている総合評価落札方式の何割くらいになるのかが気になる。一定の実績がある業者に有利との業界意見もあるので、企業チャレンジ型等をステップとしながら実績を積んでいただくことで、企業技術者評価型も将来的には参加いただける適切な方式になると思う。実施に当たっては段階的・実験的に進めて行かれるものと思っている。現在の検討の方向で良いと思う。
- 現在の検討の方向で良いと思う。一律3千万円以上の工事で技術提案評価型の総合評価落札方式を実施することは、県も業者も負担が大きいとの意見が多かった。技術提案評価型については、工事の内容について技術提案評価型が相応しいものに絞って実施する方向で良いと思う。
- 企業技術者評価型は、今までの実績が無い業者もチャレンジできる機会を増やす方向で良いと思う。
- 企業チャレンジ型においては工事の手持ち状況が少ないほど加点されるとあるが、程度の問題だと思っている。受注しているということはそれなりに業者として評価されていることだと思うので、加点減点には工夫の余地があると思う。

- 人を育てている業者や労働条件の工夫をしている業者の評価を作ってほしいという声もあった。建設業界においては人の採用も難しい状況に鑑み、良い人材を確保し、研修による技術者の育成に力を入れている業者に加点する項目もあれば良いと思う。
- 総合評価落札方式において技術提案評価型が多いことは、行政コストもかかり時間的にも負担が大きいと思う。入札や総合評価落札方式の目的を考えると、公金の効率的な執行の意味からは簡素化していく方向かと思う。一方、技術提案評価型が技術力の向上に繋がったという声や、実績がなくても逆転できるという声もあるので、技術提案評価型も残していくべきと思う。
- 技術提案評価型の提案数は、工事内容により自由度があった方が良い。
- 人を育てる観点も盛り込んでいただきたい。若手チャレンジ型のパターンのひとつとして人材育成の観点を盛り込むとか、技術提案書を若手に書いてもらい技術研修の機会にしてもらおう等、若手技術者を育成し、増やしていく配慮をいただければと思う。
- 下位のCDランクは災害があれば道路啓開に当たってもらおう業者だと思う。制度改変の影響により業者の経営に悪影響が出て困るので、配慮いただければと思う。
- 技術提案評価型はオーバースペックの問題や受注者・発注者の負担が大きいことから、企業技術者評価型に移行することは賛成。課題としては過去の業績が重視されるので、業者の新規参入に配慮する必要があるという点。民間工事に移行し、十分な能力があっても公共工事の実績がないことで企業評価に響くことがあるのであれば、民間の実績も評価の対象に入れられればと思う。新規参入ができる、公共の実績の参加要件を緩める、入札の不調・不落を防ぐ等の取り組みができればと思う。
- 現在検討されている方向性に賛成。
- 業界団体から総合評価落札方式における受注者の偏りについて懸念が示されていたが、型式の組み合わせにより回避するなど工夫していただきたい。